

知財法務の勘所Q&A（第51回）

「スタートアップとの事業連携に関する指針」について

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所
弁護士 清水 翼
監修 弁護士 清水 亘

Q1 我が国でオープンイノベーションの重要性が説かれるのはなぜですか？

A1 1990年代以降、我が国の研究開発効率が低下しているといわれています¹。また、高度経済成長期を過ぎて、かつてのソニーやホンダのような、我が国におけるアントレプレナーシップ（Entrepreneurship：起業家精神）も失われてしまったといわれています。

そこで、近時は、企業が競争力を維持・強化するために、外部との協業で新たな技術やアイデアを活用し、内部の知見と掛け合わせることによって、企業単独のリソースではなし得ない価値を創造するオープンイノベーション（Open Innovation）が重要になっています。中でも、スタートアップと大企業との事業連携によるオープンイノベーションが注目を集めています。

オープンイノベーションとしての事業連携を実施するにあたって、スタートアップと大企業それぞれの目的及びメリットは、以下のとおりです。

	スタートアップ	大企業
目的	大企業の知見や資金を活用して、さらなる成長を目指す	自前主義を脱却し、新技術の開発や新ビジネスの創出を目指す
メリット	<ul style="list-style-type: none">・既存技術や業界ビジネス慣行を知ることができる・単独では困難な大規模開発にチャレンジすることができる・ベンチャーキャピタルからの出資や大企業によるM&Aのきっかけになる	<ul style="list-style-type: none">・自社と異なる技術や視点を知り、新ビジネス創出の糸口にする・最新技術に関する知見や動向を短時間で知ることができる・研究開発をスピードアップすることができる

なお、オープンイノベーションは単発で終わるものではなく、中長期的な価値創造パートナーを探索する活動であり、連携する双方が協力することでユニークな価値を生み出し、その対価を適切にシェアし、新たな活動に繋げていく取り組みであるとされています²。したがって、スタ

1 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）「オープンイノベーション白書」
https://www.nedo.go.jp/library/open_innovation_hakusyo.html

2 経済産業省「スタートアップとの事業連携に関する指針（別添）～オープンイノベーションの契約にかかわる基本的な考え方～」
<https://www.meti.go.jp/press/2020/03/20210329004/20210329004-4.pdf>